SOKEI DC Alliance ｜ 顧問弁護士確認用

パートナー契約の電子締結

マイページでの操作と保存記録 / 2026年10月28日

仕組みの概要

事務局が最終版の契約書PDFを指定し、パートナー本人がマイページ内で全文を確認して締結します。契約依頼を作るだけではメールは送られず、ログインだけでも契約は成立しません。

操作の流れ

01	事務局	対象事務所の「契約書」フォルダにある最終版PDFを選び、締結依頼を作成。依頼時の原本ハッシュ値を記録。
02	パートナー	本人のマイページでPDF全文・当事者・条件を確認。契約締結権限と電子的な同意をチェックし、氏名を入力。
03	締結時	認証アプリの新しい6桁コードを入力して締結。端末の記憶やログイン時の確認だけでは締結できません。
04	保存	原本を再照合した後、同意記録ページを付けた契約済みPDFを事務所フォルダへ保存。双方がマイページ等から確認できます。

証拠として残す内容

依頼ID、原本と契約済みPDFのSHA-256、締結日時、認証アカウント・入力氏名・認証方法・同意内容を記録します。契約済みPDFの末尾に記録ページを加え、詳細な監査情報をPDF内のJSON添付ファイルにも保存します。

この方式で行っていないこと

PDFへの暗号技術による電子署名、第三者のタイムスタンプ、本人確認書類・代表権限の照会は行いません。ハッシュ照合は変更の検知に使いますが、PDFの編集自体を禁止するものではありません。電子署名法3条の成立の推定が適用されるとは説明しません。

顧問弁護士に確認いただきたい点

① 契約条項を前提に、この手順で双方の合意と締結者の権限を十分に確認・立証できるか。 ② 当社側の依頼操作に加えて署名・承認が必要か。 ③ 説明文言、案内方法、記録の保存期間に補うべき点はあるか。